

勅令第八号

MSCCPR0016

MSCCPE0616

xrite



Kodak Gray Scale

© Kodak 2007 TM: Kodak



内閣總理大臣伯爵黒田清隆  
陸軍大臣伯爵大山巖

## 勅令第八號

明治二十一年三月勅令第十七號陸軍各兵科現役下士補充條例中左ノ通改正ス

## 第五條

聯隊長

獨立

大隊

ニ在

テハ

下之ニ微

フハ

ハ下

兵步

團長

旅團

ヲハ

テ

經

ニ呈

シ

同官ノ認可ヲ請ケ

中

隊ニ缺員アル毎ニ下士候補者ヲ二等  
軍曹ニ任ス

## 第七條

陸軍教導團卒業者ヲ下士ニ任

スルハ該團長其人名簿ヲ監軍ニ呈シ

同官ノ認可ヲ請ケ之ヲ二等軍曹ニ任  
シ陸軍大臣ノ告達ニ基キ各兵隊ニ配  
付ス

第十二條 第八條第九條第十條ニ當ル  
者アルトキハ聯隊長若クハ之ト同等  
以上ノ權アル長官ヨリ近衛都督又ハ  
師團長若クハ之ト同等以上ノ權アル  
長官ノ認可ヲ請ヒ現役若クハ兵役ヲ  
免ス但近衛都督又ハ師團長及ヒ之ト  
同等以上ノ權アル長官ニ在テハ自力

ラ之ヲ處



同官ノ認可ヲ請ケ之ヲ二等軍曹ニ任  
シ陸軍大臣ノ告達ニ基キ各兵隊ニ配  
付ス

第十二條 第八條第九條第十條ニ當ル  
者アルトキハ聯隊長若クハ之ト同等  
以上ノ權アル正ニヨリ近衛都督又ハ  
師團長若クハト同等以上ノ權アル  
長官ノ認可ヲヒ現役若クハ兵役ヲ  
免ス但近ニハ師團長及ヒ之ト  
同等以上  
長官ニ在テハ自力

ラ之ヲ處分ス

内

閣